

8-3-4 契約のあり方専門委員会

1. 専門委員会の活動内容

(1) 位置づけ

当専門委員会は、契約の考え方、契約の構成、契約の種類、法的整理など、契約のあり方全般に関する調査研究を行う専門委員会である。

協会内での様々な検討結果に基づき、協会内での情報共有を図るとともに発注者との共通認識を持つことを目的として活動を行った。

(2) 活動形態・テーマ

今年度は、原則毎月1回専門委員会を開催し、他の委員会や支部と協働しつつ契約に係る下記案件について検討を行った。

- ① 建設コンサルタント契約における損害賠償責任のあり方検討
- ② 民法改正に伴う標準約款への影響検討
- ③ 契約のあり方講習会の開催
- ④ NEXCO 東日本の準委任契約変更の効果検討
- ⑤ 工事発注時の参考図書閲覧に係る検討
- ⑥ RCCM 自主学习システム教材の確認

(3) 活動内容

a) 損害賠償責任のあり方検討

平成30年10月、協会会員を対象として、損害賠償請求事案の発生実態や会員各社の課題認識の把握、標準契約約款の見直し検討に資することを目的として、実態調査アンケートを実施した（回答率33.1%）。

b) 民法改正に伴う標準約款への影響検討

民法改正による標準契約約款への影響を検討するとともに標準契約約款に係る従来からの問題点を整理し、「民法改正を契機とした建設コンサルタント契約の見直しの論点」として取りまとめ国土交通省に提案した。また国土交通省と関連団体（建コン協、全地連、全測連）による「公共土木設計業務等標準委託契約約款改正に向けての打合せ」を開始した。

c) 契約のあり方講習会の開催

本年度は、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部及び四国支部の5箇所において「受発注者の技術対話の確立に向けて」をテーマに講習会を開催した。なお講習会では、大森弁護士より「土木設計契約上の法的問題」と題してご講演頂いた。

d) NEXCO 東日本の準委任契約変更の効果検討

NEXCO 東日本の施工管理業務が準委任契約に変更されたことを踏まえ、変更の背景や受発注者双方のメリット等についてNEXCO 東日本に対してヒアリング調査を実施した。

e) 工事発注時の参考図書閲覧に係る検討

中国・北陸地方整備局で取り組まれている工事発注時の参考図書閲覧（電子データ取得方式の試行）について、想定される課題等について検討を行った。

f) RCCM 自主学习システム教材の確認

RCCM 更新対象者の自主学习システムの管理一般分野「建設コンサルタントの著作権」について、教材・演習問題の確認を行った。

2. 主な活動の記録

(1) 専門委員会の開催

- ・専門委員会を11回開催

(2) 国土交通省との標準約款改正に係る打合せ

- ・第1回（H31.1.10）
 - ① 民法改正に伴う改正の論点
 - ② 近年の関連業の実情等を踏まえた検討事項
- ・第2回（H31.3.29）
 - ① 今後の検討の進め方
 - ② 各意見の分類

（契約のあり方専門委員会委員長 橋場 浩）